

## 仕様書

### 1 件名

平成 29 年度観光パンフレット（欧米豪）制作業務委託

### 2 目的・事業概要

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）は、欧米豪からの旅行者誘致を強化するため、米国（ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ）、カナダ（トロント）、英国（ロンドン）、フランス（パリ）、ドイツ（ミュンヘン）、イタリア（ミラノ）、スペイン（マドリッド）、オーストラリア（シドニー）に東京観光レップを設置し、旅行会社やメディア等を通じてさらなる東京の PR に努めている。それらの市場を対象として、多様な東京の魅力を掲載したパンフレットを作成し、東京訪問への更なる意識喚起を図ることとする。

### 3 履行期限

契約締結日の翌日から平成 30 年 1 月 31 日まで

### 4 全体運営

#### (1) 実施コンセプト

東京都は、世界の旅行者に選ばれる旅行地としての「東京ブランド」の確立に向けて、「東京のブランディング戦略」を策定した。

本パンフレットの作成業務においても、これに基づき「良質・こだわり志向層」、「今どきライフスタイル追求層」を特に意識し、かつ「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街。」をコンセプトとして実施にあたること。

また先般決定した、東京ブランドのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）のメッセージを訴求できる内容とすること。

※「東京のブランディング戦略」については、下記を参照すること。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/70p3v200.htm>

※「アイコン」のメッセージについては、下記を参照すること。

[http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07\\_01.html](http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html)

#### (2) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化すること。

#### (3) 進捗状況の管理

パンフレット制作、校正、印刷、納品等、全体スケジュールを策定し、提案すること。また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、TCVB と常に協議、調整をしながら業務を進行すること。

## 5 委託内容

### (1) 企画・編集等

- ア パンフレットは、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語の5言語で企画・編集・制作すること。なお、原稿の確認は日本語で行う。
- イ 企画・編集にあたっては、東京の魅力を海外へ発信するため、「アイコン」を効果的に活用し、それぞれのテーマの魅力を伝える写真を配置し、東京への旅行意欲を高めるデザイン・レイアウトとすること(別紙2「頁割(案)」を参照)。  
(本パンフレットが東京を旅行先として検討してもらうためのきっかけとなることを目的としているため、個別の観光施設や店舗情報等の掲載については想定していない。)  
なお、アイコンの利用に係るガイドライン等は現在作成中のため、指名通知後先にJPEGで仮デザインを提供予定である。(業者決定後、該当事業者に提供予定。)制作にあたっては、別添1「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。

### (2) 制作

- ア デザイン、レイアウト等
  - (ア) 翻訳原稿をレイアウトに反映させるにあたり、適宜イラストや写真のサイズ、配置を工夫し、余白や全体のバランスを整えること。
  - (イ) 全体を通じて整合性をとること。また、大文字・小文字等の表記も含めて、用語(特に固有名詞)の統一をはかること。
  - (ウ) 「アイコン」に見合った表紙・背表紙のデザイン及びレイアウトを提案すること。なお、表紙デザインは全言語同一デザイン、レイアウトとすること。ただし、表2見開きに関しては現在の渋谷のスクランブル交差点の写真が「アイコン」のコンセプトにマッチしていることからこの写真を継続して使用すること。
  - (エ) その他、変更の必要等が生じた場合には、その都度、TCVBと協議、調整を行うこと。
  - (オ) デザイン、レイアウト等については、「アイコン」のデザイン全般を担うクリエイティブディレクターの監修を受けて決定する。
- イ 台割(構成)・原稿作成
  - (ア) 別紙2「頁割(案)」をベースに、「アイコン」を踏まえた上で、既存のテーマに加え、今回当財団が提示する、東京の魅力を表現すると思われる8つの下記の追加テーマの中から4つのテーマを選択し、それぞれのテーマに沿った写真の手配、デザイン・レイアウトを提案すること(なお、既存で使用している写真等からの差し替え提案・別テーマへの移動などの調整可。最も「アイコン」のコンセプトを表現できるレイアウトデザイン展開を考慮すること)。また、上記8つの新規追加以外にさらに最適と思われるテーマ案がある場合は、4つのテーマを選択したうえで、さらに追加提案をしても構わない。

既存の7つのテーマ	追加テーマ ※下記の8つの中から4つ を選択すること
Water	Creative/Art
Food	Tokyoite
Culture	Craft
Nature	High-Technology
Architecture	Live
Smile	Surprise/Wow!
Style	Hospitality
	Sporting/Fun

- (イ) 台割（構成）及び原稿を東京の多様な魅力を発信できるように提案・作成すること。提案・作成にあたっては、台割（構成）及び構成要素・変更箇所一覧の案を作成し、随時内容について TCVB と協議した上で、承認を得ること。
- (ウ) 原稿は日本語で作成し、TCVB の承認を得ること。
- (エ) 承認を得た日本語の原稿について、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語に翻訳すること。なお、翻訳は全て受託者の責任において行い、ネイティブチェックを行うこと。
- (オ) 原稿の作成にあたっては、最新かつ最適な提案を行うこと。
- (カ) 原則、写真の入手・撮影の手配等は受託者が行い、写真入手・制作等にかかる費用も本見積りに含めること。
- (キ) 掲載する内容（原稿、写真、イラスト、地図等）及び本パンフレットは、東京の観光に資することを目的として、「デジタルパンフレットギャラリー」（<http://www.gotokyo.org/book/?la=en>）に掲載する場合がある。掲載施設等への許可申請及び写真入手・撮影の際には、これを前提に予め許可を得ておくこと。なお、写真の掲載最大期間としては、平成 31 年 9 月末日までの利用を見込むこととし、モデルや著作権等の権利契約、料金を見込むこと。

#### ウ 校正

- (ア) TCVB への校正原稿の提出は、MS Word 原稿を日本語で 2 回、現地語で 1 回、レイアウトは現地語で 1 回の合計 4 回程度とする。
- (イ) 色校正はデジタルコンセンサスではなく、本機校正での確認出しとし、原則色見本の出力を最低 1 回は提出とする。
- (ウ) 原稿の校正を綿密に行うこと。特に名称、電話番号、所在地、地図、URL 等、事実関係については、より厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

(3) 印刷

別紙 1 「印刷物作成仕様書」の内容に基づき、下記部数を印刷すること。

言語	英語	フランス語	ドイツ語	イタリア語	スペイン語
部数	8,200 部	3,800 部	1,800 部	1,600 部	2,600 部

(4) 納品

下記の通り、TCVB の指示に従い確実に納品すること。

ア 納品期限

(ア) 英語版・イタリア語版：平成 29 年 9 月 12 日（火）

(イ) フランス語版・スペイン語版・ドイツ語版：平成 29 年 11 月 30 日（木）

イ 納品場所

TCVB オフィスを含め、最大都内 3 か所（各納品期限毎）

※ 3 か所への送料も見積に含めること

ウ 納品形式

(ア) 現物パンフレット

100 部ごとに包装紙で梱包し、200 部ごとに箱詰めすること。箱と包装紙に、リーフレットの名称、言語、部数が分かるようにシールを貼り、適切に梱包のうえ納品すること。

(イ) 制作パンフレットデータ

最終入稿データを以下の仕様で CD-ROM 又は DVD により 1 部納品すること。

A) 業務印刷向けトンボ付き pdf データ

B) 一般印刷向け仕上り pdf データ（トンボなし）

C) 編集可能なデータ（AdobeInDesign、AdobeIllustrator 等）

6 契約代金の支払い

受託者は前述 5(4)納品に際し、別紙 3 「委託完了届」をもって TCVB の検査を受け、この後請求書を発行すること。TCVB は適法な請求書の受領から一ヶ月以内に受託者へ契約代金を支払うこととする。

7 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、翻訳業務、印刷業務等については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により TCVB に報告するものとする。

8 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28

条の権利を含む) は、全て TCVB に帰属する。

- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)~(4)の規定は、7 により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

#### 9 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

#### 10 個人情報の保護

別紙 4 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

#### 11 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度 TCVB と別途協議の上処理すること。